

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立八木北小学校
平成 29 年 4 月改訂

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	3
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
5 年間計画	
第2章 いじめ防止	6
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第3章 早期発見	7
いじめ早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する迅速な対応	8
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた児童への支援、および、いじめた児童への指導・支援	
4 いじめが起きた集団への働きかけ	
5 ネット上のいじめへの対応	
6 重大事態への対応	
第5章 その他	9

【別添資料】

「問題行動への対応チャート（大阪府教育委員会）」

「いじめ事象生起時の対応について（岸和田市教育委員会）」

「ネット上のトラブルへの対応（岸和田市教育委員会）」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「たくましく生き生きした子を育てる」を教育目標としており、そのため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ、虐待、不登校問題対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、
関係学年主任・各担任、必要に応じて外部専門家(S C、SSC等)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ、虐待、不登校問題対策委員会は、年4回(検討会議を)開催するとともに職員会議毎に定例情報交換会を実施し、児童の日々の学校生活の様子を共有し、いじめ防止への取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、喫緊の課題に関しては、臨時いじめ、虐待、不登校問題対策委員会を開催する。

5 年間計画

基本方針及び児童の実態に応じて、以下のとおり実施する（状況により変更あり）。

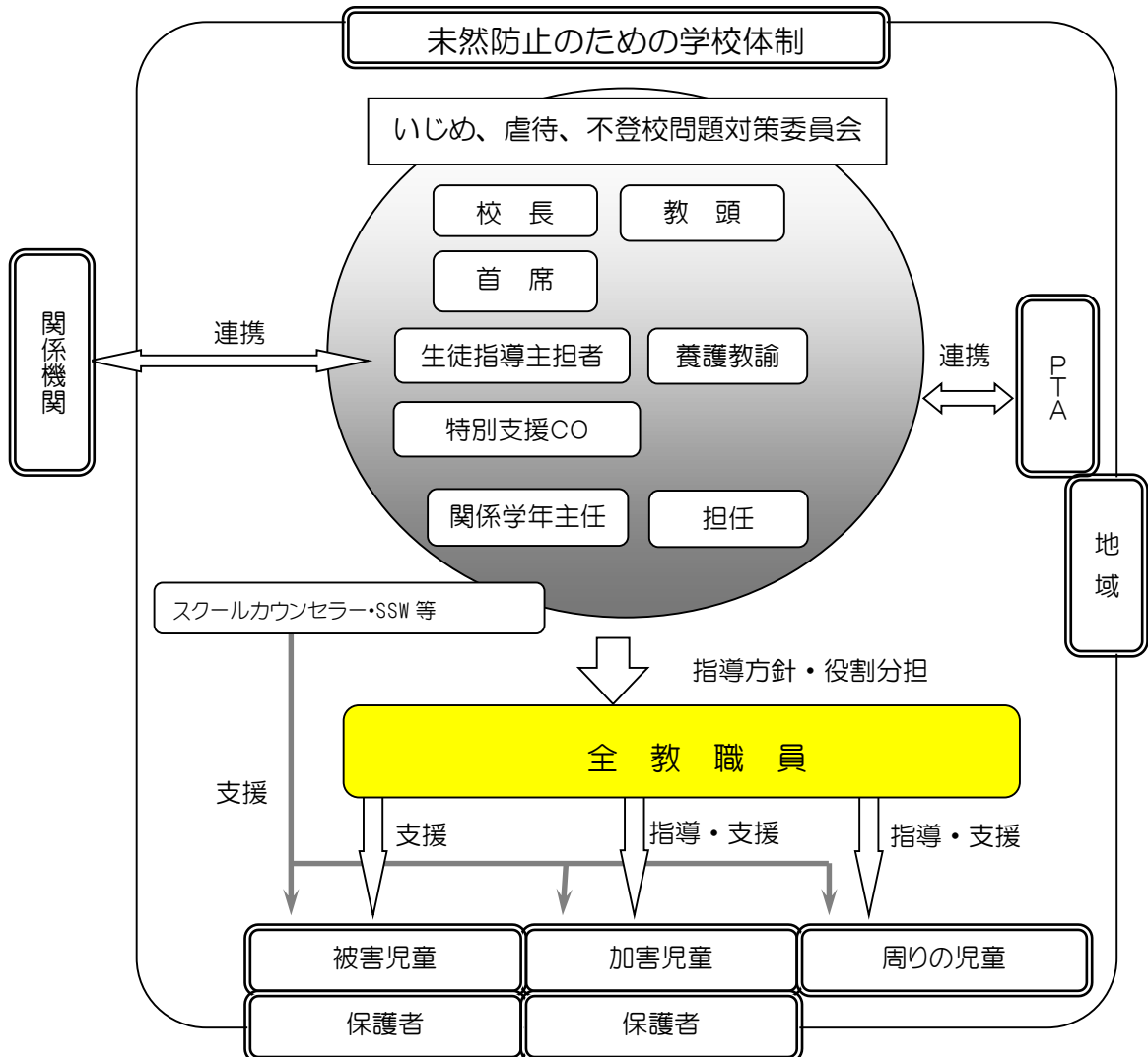
岸和田市立八木北小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 環境カードにより把握された児童状況の集約	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 環境カードにより把握された児童状況の集約	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 環境カードにより把握された児童状況の集約	第1回 いじめ、虐待、不登校問題対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 生活指導委員会 生活指導全体会 （状況に応じてケース会議を適宜、開催）
5月	家庭訪問による家庭状況把握 校外学習（集団づくり）	家庭訪問による家庭状況把握 校外学習（集団づくり）	家庭訪問による家庭状況把握 校外学習（集団づくり）	
6月	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	生活指導全体会 子ども祭り（集団づくり）	
7月	生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 臨海学校（集団づくり）	
9月	夏休み生活の振り返りと2学期に向けて	夏休み生活の振り返りと2学期に向けて	夏休み生活の振り返りと2学期に向けて	夏休み生活の振り返りと2学期に向けて （状況に応じてケース会議を適宜、開催）
10月	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	
11月	人権参観、ふれあい祭り 生活アンケートの実施	人権参観、ふれあい祭り 生活アンケートの実施	人権参観、ふれあい祭り 生活アンケートの実施	生活アンケート確認 第3回いじめ、虐待、不登校問題対策委員会（状況報告と取組みの検証）
12月	校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	
1月	冬休み生活の振り返りと3学期に向けて	冬休み生活の振り返りと3学期に向けて	冬休み生活の振り返りと3学期に向けて	（状況に応じてケース会議を適宜、開催） 生活指導全体会 第4回いじめ、虐待、不登校問題対策委員会（年間の取組みの検証・来年度の展望）
2月	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	
3月	生活指導全体会 修業式	生活指導全体会 修業式	生活指導全体会 修業式・卒業式	

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校全体で人権尊重を徹底し、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢を持ち、一人ひとりを大事にしていく。そのことを基盤として、人権に関する学習活動を総合的に推進していく。

児童がお互いの違いを認め合い、他者の痛みや思いを共感的に受け止めることができるように、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員はいじめとはどういう事象が常に意識し、児童の細かい行動の変化を見逃さないようにしていく。
児童に関しては、アンケートを実施したり、教師が子どもと話を増やしたりして、素直に悩みや心の傷を打ち明けられることができるよう配慮していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、お互いを認め合える学級づくりが大切である。自分の意見を素直に言える雰囲気作り、また他人の意見に耳を傾けることを大事にする必要がある。
- (3) 分かりやすい授業づくりを進めるために、日々個に応じた学習指導と子どもの思考過程を大切にした指導の工夫をする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての児童が授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- (5) 教職員間で児童の情報交換を行い、また研修会の参加等で人権意識を高める。

第3章 早期発見

いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学期に一度の生活アンケートを実施し、定期的な教育相談に生かす。日常の観察として、授業や休み時間、給食時、清掃時、放課後などの児童の様子を把握し、気になる事象があれば児童の話を聞く。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問をはじめ、日々の小さな出来事でも保護者と連絡を取り合うよう心掛ける。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、日頃からコミュニケーションをとれるように心掛ける。
- (4) 保護者向けプリントなどにより、相談体制を広く周知する。いじめ、虐待、不登校問題対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

このように、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い児童・教職員のいじめを予防する意識を高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合は、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長、管理職等に報告し、組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。聴き取りにあたっては、複数教員により個別に行うなどの配慮をする。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、連携して対応する。
- (4) 保護者への連絡については、家庭訪問を行い、より丁寧に行う。

3 いじめられた児童への支援、および、いじめた児童への指導・支援

- (1) いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SCやSSWなどの協力を得て対応を行う。いじめた児童に対して継続して指導を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合には、別室指導や出席停止(学校教育法第35条)などの措置を採ることがある。
- (2) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格、身体を傷つけ、生命にも関わる重大な行為であることを理解させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめを行うに至った背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

(1)まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたり、見て見ぬふりをしていた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

5 ネット上のいじめへの対応

日頃によりネットやSNSの使い方について児童が学習する機会を設けるとともに、対応については、岸和田市教育委員会「ネット上のトラブルへの対応」に準ずる。

6 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告(※市教委から市長等に報告)

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童生徒が自殺を企図した場合等)。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第5章 その他

この基本方針は、取り組みの進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。